

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に秋池堅司農業委員、飯野幹夫農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、松居主任を任命した。

4 議 事

議案第12号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第12号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1番は取り下げとなり、今回は諮らない旨の説明があった。

申請番号2番は大石地区、権利は使用貸借権で、仮設事務所用敷地と橋梁工事の仮設用地にかかる2年間の一時転用、工事のための仮設事務所のため開発許可は不要である。農振農用地のため適

合証明が出されている。

申請番号3番は大石地区、権利は賃借権、用途は砂利敷駐車場のため、開発許可は不要である。現地は農業振興地域であるが、農用地区域からは除外されている。第1種農地であるが、敷地拡張のため、不許可の例外に該当する。

議 長
(報 告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

申請番号2番については、大石地区の山岸推進委員が報告した。6月19日(土)に大石地区担当委員5名で現地調査を実施した。申請地は逆川の脇で、きれいに草刈りされ、境界杭も確認している。理由書を朗読した。

申請番号3については、大石地区の渋谷推進委員が報告した。6月19日(土)に大石地区担当委員5名で現地調査を実施した。現地は赤土で、脇には土の流出を防ぐため砂利を敷いて雨水が浸透するようになっている。理由書を朗読した。

議 長
藤波農業委員

本件について意見を求めた。

かなり規模の大きい工事と聞いているが、地元への工事前の説明会は行われたのか。また、大型車両が進入するには、大型止めの杭があるが、どのような形で通行するのか。

事 務 局

大型車の通行については、大型車両が入らないようにガードレールが設置されているが、道路課や近隣に説明してから外すことを業者から聞いている。現地を確認したところ既にガードレールは外されている。規模の大きな開発になるので、説明会が無いということは考えにくいですが、開発指導課の方に確認をして、後ほど報告させていただく。

藤波農業委員
事 務 局
藤波農業委員

工事完成後に、新しく道路は作るのか。

これから作り変える橋につながる道路を舗装し、上尾市に寄付することで話が進んでいる。

その橋に入るまでの経路で、地域の皆さんに理解を得て、ガードレールを外して使うことになるのか。

事務局 大型車両はガードレールを外した状態でないと通行できないので、最終的には外したままの状態になると思われるが、後ほど確認する。

新木農業委員 逆川の下流で水稻を作っていたと思う。理由書の中に橋梁の撤去新設を行うとあり、水稻で水路を利用している。今、田植えが終わって水が必要な時期だが、作付けに支障はないのか。

事務局 水を堰き止める関係だが、図に矢印で示してあるとおり、ボックスカルバートを入れるところは堰き止めるが、ポンプで水を汲み上げて迂回する計画になっており、水の流れに関しては支障ないと認識している。

議長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第12号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議長 議案第13号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1は上平地区、地目は現況、登記ともに畑で、事由については事由発生者の死亡、続柄は親子である。申請地の一部は作付けされ、それ以外も農地として保全管理されており問題ない。

議長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 事由発生者は果樹をかなり生産していたようだが、生産緑地はあるのか、また、今回は主たる従事者証明だが、相続が発生し、適格者証明の関係などの相談はあるのか。

事務局 亡くなったのが3月頃で、今回の主たる従事者証明は相続に関係があるものと思われる。適格者証明の相談は受けていない。この場所以外の農地は調整区域と思われるので、生産緑地が他に出てくることは無いと思われる。

議長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第13号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

ろ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第3号 専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時47分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年6月25日

議 長

署名委員

署名委員